

Ｏ＋ＰＵＳ（オーパス）のコンテンツに関するガイドライン

（平成 24 年 4 月 1 日 一部改正）

（趣旨）

- 1 大阪大学（以下「本学」という。）の教職員、学生のコミュニケーションの活性化とイメージ・リテラシー教育に資するため設置したＯ＋ＰＵＳ（以下「オーパス」という。）で放映するコンテンツに関しては、「大阪大学知的財産ポリシー」に定めるもののほか、このガイドラインの定めるところによる。

（制作上の基本方針）

- 2 コンテンツの制作に当たっては、人種、国籍、宗教、性別、障害の別なく、個人の自由と人権を尊重し、法令を遵守するとともに、オーパスの目的に沿ったものとするよう努めるものとする。
- 3 コンテンツは、原則として、各キャンパスに設置されている全てのオーパスのディスプレイで放映できる内容とする。

（禁止事項）

- 4 コンテンツには次の各号に掲げるものがあってはならない。
 - ① 特定の個人、集団及び限られた一部の者だけに利益があるもの。
 - ② 犯罪を助長するもの、政治的意図を持つもの及び公序良俗に反するもの。
 - ③ 著作権、特許権等の知的財産権を侵害するもの。
 - ④ 本学の教育・研究その他大学運営に支障が生じるもの。
 - ⑤ その他法令に反するもの及び本学の教育研究環境に相応しくないもの。

（コンテンツ放映の申請手続き）

- 5 教職員、学生が、制作したコンテンツをオーパスにおいて放映を希望する場合にあっては、所定の様式により広報・社会学連携担当理事へ申請するものとする。ただし、学生にあっては、原則として、指導教員又はクラス担任（学生団体にあっては学生部）を通じて広報・社会学連携担当理事へ申請するものとする。

（審査及び放映の承認手続き）

- 6 制作されたコンテンツは、広報・社会学連携担当理事の下に置かれたオーパス部会において審査の上、広報・社会学連携担当理事が放映承認の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（放映承認されたコンテンツの権利行使の許諾）

- 7 放映が承認されたコンテンツの著作権はコンテンツ制作者が保持するが、複製権、上映権、公衆送信権、翻訳権、翻案権等については申請時点で本学が行使することを許諾したものとする。

（その他）

- 8 このガイドラインに定めるもののほか、オーパスで放映するコンテンツに関し必要な事項は、広報・社会学連携担当理事が別に定める。

附 則

このガイドラインは、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。